

○町県民税

納税義務者＝1月1日時点に大月町に住所を有している者

均等割＋所得割＝年税額

・均等割

町民税	3,000円
県民税	1,500円
森林環境税（国税）	1,000円
計	5,500円

※森林環境税（国税）は令和6年度より課税

・所得割（総合課税分）

（前年中の所得額－所得控除額）×（※）－税控除額

※税率：町民税＝6%、県民税＝4%

○法人町民税

納税義務者＝1、町内に事務所または事業所を有する法人

2、町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、町内に事務所または事業所を有しないもの

均等割額及び法人税割額の税率

法人種別	資本金等の額	従業員数	町民税	
			均等割税額	法人税割額
1号	1,000万円以下	50人以下	50,000円	課税標準となる 法人税額 × 100分の6.7 (6.7%)
2号		50人超	120,000円	
3号	1,000万円超	50人以下	130,000円	
4号	1億円以下	50人超	150,000円	
5号	1億円超	50人以下	160,000円	
6号	10億円以下	50人超	400,000円	
7号	10億円超	50人以下	410,000円	
8号	50億円以下	50人超	1,750,000円	
9号	50億円以上	50人超	3,000,000円	

## ○固定資産税

納税義務者＝1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している者

課税標準額×1.4%＝年税額

・免税点

大月町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が下記の金額に満たない場合は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

## ○軽自動車税（種別割）

納税義務者＝4月1日時点で原動機付自転車、軽自動車等を所有している者

※所有権留保の場合は使用者

原付及び二輪車		
原付	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
小型特殊	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円

四輪以上及び三輪の軽自動車		平成27年4月1日以前 に登録した車	平成27年4月1日以降 に登録した車	初度検査年月から 13年経過した車
乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	—	3,100円	3,900円	4,600円

## ○国民健康保険税

### 納税義務者＝国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主

国保税額＝(1)基礎課税額＋(2)後期高齢者支援金等課税額＋(3)介護納付金課税額

(40歳以上65歳未満の国保被保険者のみ)

#### (1) 基礎課税額

【年税額】＝①所得割額＋②平等割額＋③均等割額

① 所得割額 ＝ [所得金額－基礎控除額 (430,000 円)]×7.00%

② 平等割額 ＝ 一世帯につき 25,000 円

③ 均等割額 ＝ 被保険者1人につき 24,000 円 (×人数)

<課税限度額 650,000 円>

#### (2) 後期高齢者支援金等課税額

【年税額】＝①所得割額＋②平等割額＋③均等割額

① 所得割額 ＝ [所得金額－基礎控除額 (430,000 円)]×3.00%

② 平等割額 ＝ 一世帯につき 10,200 円

③ 均等割額 ＝ 被保険者1人につき 9,000 円 (×人数)

<課税限度額 220,000 円>

#### (3) 介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の国保被保険者のみ)

【年税額】＝①所得割額＋②平等割額＋③均等割額

① 所得割額 ＝ [所得金額－基礎控除額 (430,000 円)]×1.43%

② 平等割額 ＝ 一世帯につき 8,000 円

③ 均等割額 ＝ 被保険者1人につき 9,000 円 (×人数)

<課税限度額 170,000 円>

### ★ 所得が一定以下の世帯に対する保険税軽減について

国保税の平等割額と均等割額については、軽減区分に応じて7割・5割または2割を減額します。

また、下記の算定式にかかわらず、未就学児(6歳の誕生日を迎える日以後の3月31日まで)の均等割額はさらに半額とします。

国民健康保険税軽減区分

【軽減判定基準所得】

7割軽減対象所得算定式 ＝ 430,000 円＋(給与所得者等の数-1)×100,000 円以下

5割軽減対象所得算定式 ＝ 430,000 円＋(給与所得者等の数-1)×100,000 円＋(290,000 円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む))以下

2割軽減対象所得算定式 ＝ 430,000 円＋(給与所得者等の数-1)×100,000 円＋(535,000 円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む))以下

※ 給与所得者等の数とは、給与所得もしくは年金所得を有する者。

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者のうち継続して同一の世帯に属する者。

※ 擬制世帯主の場合は、軽減判定に限りその所得も算定に含めるが所得割には算定しない。

※ 賦課期日(4月1日)現在の世帯の状況で判定する。その後の異動があっても年度中の軽減は変更しない。ただし、新たに発生した世帯(世帯主変更、世帯分離含む)は納税義務が発生した時点の状況で判定する。

【被保険者数による軽減基準所得】

7割軽減

被保険者数及び 特定同一世帯所 属者数	軽減基準所得				
	給与所得者等の数				
	1	2	3	4	5
1	430,000 円以下	—	—	—	—
2	〃	530,000 円以下	—	—	—
3	〃	〃	630,000 円以下	—	—
4	〃	〃	〃	730,000 円以下	—
5	〃	〃	〃	〃	830,000 円以下

5割軽減

被保険者数及び 特定同一世帯所 属者数	軽減基準所得				
	給与所得者等の数				
	1	2	3	4	5
1	720,000 円以下	—	—	—	—
2	1,010,000 円以下	1,110,000 円以下	—	—	—
3	1,300,000 円以下	1,400,000 円以下	1,500,000 円以下	—	—
4	1,590,000 円以下	1,690,000 円以下	1,790,000 円以下	1,890,000 円以下	—
5	1,880,000 円以下	1,980,000 円以下	2,080,000 円以下	2,180,000 円以下	2,280,000 円以下

2割軽減

被保険者数及び 特定同一世帯所 属者数	軽減基準所得				
	給与所得者等の数				
	1	2	3	4	5
1	965,000 円以下	—	—	—	—
2	1,500,000 円以下	1,600,000 円以下	—	—	—
3	2,035,000 円以下	2,135,000 円以下	2,235,000 円以下	—	—
4	2,570,000 円以下	2,670,000 円以下	2,770,000 円以下	2,870,000 円以下	—
5	3,105,000 円以下	3,205,000 円以下	3,305,000 円以下	3,405,000 円以下	3,505,000 円以下

【平等割、均等割額早見表】

	種別	人数	無軽減世帯	2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
基礎課税額	平等割額	＼	25,000円	20,000円	12,500円	7,500円
	均等割額	1	24,000円	19,200円	12,000円	7,200円
		2	48,000円	38,400円	24,000円	14,400円
		3	72,000円	57,600円	36,000円	21,600円
		4	96,000円	76,800円	48,000円	28,800円
		5	120,000円	96,000円	60,000円	36,000円
		6	144,000円	115,200円	72,000円	43,200円
		7	168,000円	134,400円	84,000円	50,400円
前期高齢者 支援金課税額	平等割額	＼	10,200円	8,100円	5,100円	3,000円
	均等割額	1	9,000円	7,200円	4,500円	2,700円
		2	18,000円	14,400円	9,000円	5,400円
		3	27,000円	21,600円	13,500円	8,100円
		4	36,000円	28,800円	18,000円	10,800円
		5	45,000円	36,000円	22,500円	13,500円
		6	54,000円	43,200円	27,000円	16,200円
		7	63,000円	50,400円	31,500円	18,900円
介護納付金 課税額	平等割額	＼	8,000円	6,400円	4,000円	2,400円
	均等割額	1	9,000円	7,200円	4,500円	2,700円
		2	18,000円	14,400円	9,000円	5,400円
		3	27,000円	21,600円	13,500円	8,100円
		4	36,000円	28,800円	18,000円	10,800円
		5	45,000円	36,000円	22,500円	13,500円